

令和6年度版

幼稚園入園のてびき

兼 重要事項説明書

保育園

0・1・2歳児用



本巣市

幼児園(保育園)入園について

1. 幼児園とは

市内すべての幼稚園と保育園は、幼児園として運営しています。

3歳児未満………保育園

3歳児

4歳児

5歳児

} 基本的に幼稚園形態

幼児園とは幼稚園と保育園を一体的に運営する施設の名称です。例えば根尾幼児園は、根尾幼稚園と根尾保育園の2園からなります。

2. 保育園とは

保育園は、保護者のみなさんが働いていたり、病気などのため家庭において必要な保育を受けることが困難である（保育が必要である）お子さんをお預かりして保育する、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

したがって、「集団生活を体験させるため」や「弟妹に手がかかるため」という理由などでは入園の対象にはなりませんので、ご注意ください。

3. 保育の実施基準について

保育園への入園ができるのは、本巣市の住民で、児童の保護者が次のいずれかの事情にある場合です。なお、児童と同居している保護者以外の親族（例：祖父母・おじおば）で、保育を実施する時点において65歳以上の方は、保育にあたることが出来ない方と判断します。

- ① 1月において、60時間以上労働（日常の家事以外の仕事）をすることを常態としていること。
- ② 妊娠中であるか、または出産後間がないこと。

（入園期間は、原則として出産予定月の前後各2ヶ月とします。）

- ③ 疾病、負傷または心身の障害のため保育をすることができないこと。
- ④ 同居の親族（長期間入院などをしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。（入園期間は、災害救助法の定義により床上浸水以上半壊までは6ヶ月、全壊については1ヶ月とします。）

- ⑥ 求職活動を継続的に行っていること。

（入園期間は、2ヶ月とします。）

- ⑦ 就学又は職業訓練を受けていること。

- ⑧ 児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあり、保育を行うことが困難であること。

- ⑨ 育児休業をする場合

1.本市の運用による継続利用（申請書が必要）

〇歳児から2歳児の子どもの保護者が、きょうだいの出産により育児休業を取得する場合、既に入園している児童があり、勤務先の育児休業制度を利用して休業し、出産した子どもが原則満1歳になる誕生日の月末までに保護者が職場に復帰する場合。（出産した子どもが定員超過等の理由により保育園等に入園できなかった場合には、満2歳の誕生日までに復帰する場合。）

2.申立書による継続利用

I 次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合

II 保護者の健康状態や子どもの発達環境の変化が好ましくないと考えられる場合

- ⑩ 上記に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

4. 入園の承諾について

児童の家庭を中心にして、保育が必要であるかを保育の実施基準から判断して入園を承諾します。

入園希望者が保育園の定員を超えた場合は、お子さんの保育を必要とする理由によって、入園すべき必要性の高いお子さんから順次入園を決定します。

保育の必要性の順位は、本巣市保育所の入所に関する取扱要領にある本巣市保育の必要性の認定基準表（11ページ）により、保護者の実施指標を合算し、指標の高い順から入園していただきます。

ただし、以下の場合については、本巣市保育園入園優先利用加算表（12ページ）の指標を加算することにより、優先入園とします。

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVの恐れがある場合など社会的養護が必要である場合
- ⑤ 子どもが障害を有する場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 既に在園している児童で、継続して入園を希望する場合
- ⑧ 既に在園している兄弟姉妹がいる児童で、同一の園への入園を希望する場合
- ⑨ 兄弟姉妹が同一の園の利用を希望する場合
- ⑩ 小規模保育事業等の卒園児童

第1希望の保育園に入園できない場合は、第2希望、第3希望の保育園へ入園していくだけか入園をお待ちいただくこととなります。

入園を希望する保育園名は、第3希望の保育園まで必ずご記入ください。

5. 途中入園申込について

5月1日以降の途中入園を希望される場合は、入園希望月の前月1日（市役所閉庁日の場合は、翌開庁日）から15日（市役所閉庁日の場合は、前開庁日）まで入園申し込みを受付します。入園は原則として月の初日からとなります。



6. 保育料について

通常保育料は、入園児童と世帯・生計を同じくする父母（ただし、生計の主宰者が父母以外の場合は主宰者）の市町村民税課税状況で決定します。

市町村民税は、毎年6月に賦課決定がなされるため、直近の所得状況を保育料の額に反映させる観点から、年度の途中において保育料の変更を行います。

4月から8月分保育料・・・前年度分の市町村民税額にて決定します。

9月から3月分保育料・・・当年度分の市町村民税額にて決定します。

（「保育料基準額表」（14ページ）を参照ください。）

※ 父母の収入が一定の基準に満たない場合などで、児童の祖父母と同居している場合は、家計の主宰者との合算となります。

4月から8月分の「保育料決定通知書」は4月下旬に発送を予定しています。

9月から3月分の「保育料決定通知書」は9月中旬に発送を予定しています。

長期間欠席をされても、在籍されている場合は保育料を納めることになりますので、ご注意ください。

延長保育料は、30分の延長につき、月額300円です。「延長保育申込書」に記入された時間にて毎月通常保育料と同日に振替させていただきます。

延長保育を利用されなくなった場合や利用時間を変更される場合は、必ず申込書又は実施解除届を保育園へ希望月の前月の10日までに提出いただきますようお願いします。申し込みをされた期間中で延長保育を利用されなかった場合や、申し込みをされた時間より早く保育が終了しても、申し込みをされた期間・時間分の延長保育料をいただきます。

7. 保育用品について

園での生活に必要な出席ノートなどを準備していただく必要があります。詳細は園ごとの入園説明会にてお知らせいたします。

（必要用品の参考価格）

出席ノート、名札、おたよりファイル など 1,500円程度

カラー帽子 800円程度

その他必要な用品などがある場合は、園よりお知らせいたします。

8. 申し込みに必要な書類について

入園申し込みをされる場合は、下記の書類をご提出（ご提示）いただきます。

- ①保育園入園申込書兼児童台帳
- ②施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
(既に教育・保育給付認定を受けている場合は、支給認定証を提示してください。)
- ③就労（予定）証明書または保育の実施申立書（詳細は下記に記載）
- ④世帯全員分のマイナンバーカード（又は通知カード）（記載の住所、氏名が住民票と一致するもの）
- ⑤運転免許証などの本人確認書類
- ⑥4月～8月入園申込希望の場合で、前年1月1日時点で本巣市に住民登録のなかった方は、前年度所得課税証明書又は前年度市町村民税課税通知書の写し（転入前に入園申込をした方のみ）
- ⑦9月以降入園申込希望の場合で、当年1月1日時点で本巣市に住民登録のなかった方は、当年度所得課税証明書又は当年度市町村民税課税通知書の写し（転入前に入園申込をした方のみ）

状況証明書について

家庭において保育することができないことを確認するため、児童と同一世帯全員（父母及び65歳未満の祖父母など）について「就労証明書」または「保育の実施申立書（就労以外の理由で保育が必要である場合）」が必要になります。

（同居の親族（祖父母などの65歳以上の方）については、上記の書類は不要です。）

提出書類等	
家庭外・内で仕事をしている場合	父母、祖父母（65歳未満の方）等、同一世帯全員の「就労証明書」
下記に該当する方は、必要書類とあわせて「保育の実施申立書」を提出してください。	
母親の出産	母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かるページ）の写し又は出産証明書
疾病・障がい等	疾病：医師の診断書（加療見込期間、乳幼児保育不可能と診断されたもの）。障がい等：障害者手帳等の写し
同居親族の介護又は看護	介護又は看護を要する証明書（医師の診断書（加療見込期間、看護人が必要と診断されたもの））
家庭の災害	災害の内容がわかる証明書等
求職活動	ハローワークが発行するハローワークカードの写し（入園後2ヶ月以内に就職を証明する就労（予定）証明書の提出が必要です。）
就学・職業訓練	在学証明書、学生証又は受講者証等及び教育課程、受講課程等の写し
育児休業（在園児の母が出産後保育に欠ける場合など）	育児休業中の在園児の母が出産し、出産児が満1歳になる誕生日の月末までに仕事復帰することがわかる「育児休業取得証明書」（仕事復帰後は「復職証明書」の提出が必要です。）

※ 入園申し込み以降、変更が生じた場合は必ずその都度申し出をしていただき、就労証明書等の再提出をお願いします。

9. 保育園の名称、定員、所在地、及び職員配置について

保育園名	定員 (3歳未満児)	所 在 地	電話	保育年齢
			職員配置*(R6.4.1予定)	
根尾保育園	12名	本巣市根尾高尾775番地1	0581-38-8037 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1	満1歳～
本巣保育園	50名	本巣市曾井中島1429番地2	0581-34-5011 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1	
神海保育園	12名	本巣市神海459番地1	0581-32-5021 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1	満1歳～
糸貫東保育園	50名	本巣市石原39番地1	058-323-6622 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1	
糸貫西保育園	50名	本巣市見延698番地	058-322-0015 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1	満1歳～
真正保育園	50名	本巣市下真桑443番地2	058-324-8323 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1	
真桑保育園	40名	本巣市下真桑178番地1	058-323-0524 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1	満1歳～
弾正保育園	44名	本巣市国領148番地	058-324-5518 園長1、副園長1、保育士規定人数、用務員1	

※職員配置について、この他嘱託医（内科医・耳鼻科医・眼科医・歯科医）が各園に4名配置されています。また、保育士の配置については、入園児数に対して法令に規定される最低必要人数以上が配置されます。

10. 職員の職務内容について

職員の職務内容は次のとおりです。

① 園長

保育園の業務を掌理するとともに、職員を指揮監督し、庶務及び会計事務に従事する。

② 副園長（副園長の配置がない場合は主任保育士）

園長を補佐し入園児童の保育業務に従事する。

③ 保育士

入園児童の保育業務に従事する。

④ 用務員

園長、副園長及び保育士の業務の補助及び給食に関する業務に従事する。

⑤ 嘴託医

入園児童の健康管理業務に従事する。

11. 保育園の通園区域について

保育園名	区域
根尾保育園	根尾地域の全域
本巣保育園	東川原、辻屋、中島、法林寺、西之門、中谷、武備、宝珠、上新町、新町、南当門団地、宝珠ハイツ、文殊団地、徳山団地、山口、向道、西川原、川西、向野社宅、南原ハイツ、雇用促進住宅
神海保育園	日当、金原、佐原、神海、木知原、木倉、川内
糸貫東保育園	上保、郡府、北野、春近、石原、三橋、仏生寺
糸貫西保育園	石神、上高屋、長屋、見延、数屋、有里、隨原、屋井、七五三、早野
真正保育園	本郷、西町、北町、旦内北、旦内南、岐阜高専宿舎、緑町、東町、南町、大門、神明、住吉、曲り田
真桑保育園	ハツ又、プログレス真正、西軽海、軽海、十四条、管大臣、宗慶、サンハイツ小柿、田中ガーデン、小柿
弾正保育園	東村、政田更屋敷、清水、国領、竹後、溝口、下福島、温井、浅木、あさぎ苑、浅木北町、海老、天神前住宅、真正団地

※ 本巣市教育委員会が特に必要と認めた場合は、区域外への入園もできます。（「お友達が希望する園に入園しているから」などの理由では認められません。）

12. 保育時間について

《通常保育》

保育標準時間	8:00 ~ 19:00
保育短時間	9:00 ~ 17:00

※保育標準時間・保育短時間の区分については、「施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定申請」により、保育の必要量を判断し、「教育・保育給付認定」を行い決定します。

※保育標準時間認定を受けたお子さんについても、午前9時以前または午後5時以降の保育を必要とされる場合は、「延長保育申込書」の提出をお願いします。

《延長保育》

勤務・通勤時間の都合などで通常保育時間内に送迎ができない場合は、延長保育を受けることができます。なお、希望児童が多い場合はお待ちいただく場合があります。

保育標準時間認定児童	早朝保育 7:30 ~ 8:00
保育短時間認定児童	早朝保育 7:30 ~ 9:00 薄暮保育 17:00 ~ 19:00

- ※ 延長保育は30分毎での申し込みです。
- ※ 延長保育を希望される場合は、毎年度、保育園へ事前に「延長保育申込書」（父母の就労などの証明があるもの）の提出が必要となります。
- ※ 糸貫東保育園の0歳児の延長保育は、1歳の誕生月の翌月からご利用いただけます。



13. 土曜保育について

土曜日の保育については、下記の園にて開所し実施いたします。

保育実施園	対象児童	開所時間
根尾保育園	根尾保育園の園児	7:30～17:00 (当日の利用希望が無い場合は、上記の時間内であっても閉園いたします。)
本巣保育園	本巣保育園・神海保育園の園児	
真桑保育園	真正保育園・真桑保育園・ 弾正保育園の園児	
糸貫西保育園	糸貫西保育園・糸貫東保育園の園児	

利用を希望される場合は、保育園へ事前に「延長保育申込書」（父母の就労などの証明があるもの）の提出が必要となります。

- * 保育園は日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は閉所します。

《園での生活のながれ》

時間	保育内容
7:30～	早朝保育（自由あそび）
9:00～	順次登園・健康視診・持ち物の片付け なかよし遊び
10:00～	おやつ
10:30～	クラスでの遊び
11:30～	給食の準備・給食・給食の片付け
12:30～	午睡
15:30～	降園準備・順次降園（保育短時間児童）・おやつ
17:00～19:00	自由あそび・順次降園 (保育短時間児童については、延長保育)

- * 上記については、園での生活の概略を示しています。午後のおやつの時間など、園によってながれは異なりますので詳しくは園にお尋ねください。

14. 広域入所について

本巣市に住民票がある方で、保護者の勤務の都合などにより本巣市の保育園への通園が不可能なときは、本巣市外の保育園へ月単位での入園が可能です。ただし、父母どちらかの勤務地が当該の市町村にあり、勤務時間の都合で、本巣市内の保育園の保育時間内に送迎ができない児童に限ります。なお、受入市町村の事情・受入基準などにより、希望に添えない場合があります。

保育料の支払先は、私立保育所に広域入所した場合は本巣市、公立保育所や公立認定こども園に広域入所した場合は受け入れ市町村となります。また、私立認定こども園や小規模保育所に広域入所した場合は、受入先施設となります。

15. ならし保育について

乳幼児は急激な環境や生活の変化に適応しにくいものです。分離不安、情緒不安、恐怖心、心身の疲労を柔げ、徐々に集団生活に慣らすため、入園式後7日間程度、ならし保育を実施します。新入園児のみ実施しますが、お子さんの状況により実施期間は異なることがあります。

16. 給食について

3歳未満児のお子さんは、主食代・副食代ともに通常保育料に含まれます。
食物アレルギーのある場合や離乳食であるため、給食が食べることができない場合については、園児の給食の可否を判断するため、必ず園にご相談ください。

17. 児童の送迎について

3歳未満児のお子さんは、保護者の方による送迎をお願いします。

18. 「災害共済給付制度」加入について

入園児童は全員、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付保険」に加入していただきます。この制度は、保育園において児童が不慮の事故などにより負傷したときに災害給付金を給付する制度です。

加入に伴う掛金については、児童1名につき年額365円（市負担額155円・保護者負担額210円）です。

（日本スポーツ振興センター規則の改正により額の改定が行われる場合があります。）

途中入園の児童で、他の保育園から転園をされる場合は、転園前の園名を入園申込書にご記入ください。転園前の保育園で当共済保険に加入されている場合は、新たに加入の必要はありません。

※加入掛金については年1回5月（園によって時期は異なります）口座振替します。
JAぎふでの口座登録をお願いします。（口座名義人はどなたでも可）

19. 緊急時の対応について

保育中のお子さんの体調の急変などの緊急時には、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行いますので、入園決定後、園に提出していただく児童調査票には必ず複数の緊急連絡先及びかかりつけ医のご記入をお願いします。

20. 非常災害対策について

保育園では次のとおり非常災害に備えています。

- ①消火設備、避難設備及び警報設備について、常に使用できるように整備しています。
- ②防災設備、火気取扱場所等の定期的な点検を行っています。
- ③命を守る訓練を、月に1回以上行っています。
- ④非常災害に対処するための体制を整えています。
- ⑤各室ごとに火気取扱責任者を定めています。

21. 虐待の防止のために

保育園は、お子さんの人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者を設置するなどの必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止のための研修を実施するなど、職員の意識向上に努めています。

22. お問い合わせは・・・

本巣市役所（真正分庁舎）教育委員会 幼児教育課 幼児教育係

〒501-0494 本巣市下真桑1000番地

TEL (058) 323-7753

FAX (058) 322-2130

本巣市保育の必要性の認定基準表

保育の実施基準		保護者の状況			
類型		細目		適用	実施指数
就労	家庭外	外勤	常勤	事業所に常時雇用されているもの	9
			パート	時給、日雇等の雇用形態で常勤と比較して労働時間が短いもの	7
			アルバイト		
		自営	本人（中心者）	主たる従事者であるもの	9
			家族（協力者）	父等主たる従事者に協力して従事しているもの	7
	家庭内	農業	本人（中心者）	主に農作業に従事しているもの	9
			家族（協力者）	父等主たる従事者に協力して農作業に従事しているもの	6
		内職		居宅内の労働で製造・加工等に従事しているもの	5
出産	出産			出産予定月の前後各2月の内、必要な期間	7
療養・障害等	療養	疾病入院		疾病等のため入院を必要とするもの	10
		臥床		疾病等のため臥床を必要とするもの	10
		一般療養		医師が加療（安静）を要すると診断したもの	7
	障害等	重度の障害等		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、要介護認定3から5に該当する程度であるもの	10
		中度及び軽度の障害等		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B以下、介護認定1・2に該当する程度であるもの	7
同居親族の介護又は看護	入院付添			おおむね1月以上同一世帯の親族の入院付添にあたっているもの	7
	居宅内介護又は看護			親族の居宅内療養等介護にあたっているもの	7
	居宅外介護又は看護			親族の居宅外療養等介護にあたっているもの	6
家庭の災害	家庭の災害			火災、風水害等で家屋が失われ復旧にあたるもの	10
求職活動	就労先未定			入園後就職先を探すもの	4
就学等	就学又は職業訓練			就学中、又は職業訓練を受けているもの	7
児童虐待等	児童虐待又はDV			児童虐待又はDVのおそれがあると認められるもの	10
育児休業	育児休業			育児休業取得時に既に保育を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること。	4

本巣市保育園入園優先利用加算表

優先利用事由	加算指数
ひとり親家庭	15
生活保護世帯	15
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	15
虐待やDVのおそれがある場合、その他社会的養護の必要性がある場合	15
子どもが障害を有する場合	15
育児休業明け	2
入園申込み時点で既に在園している兄弟姉妹がいる児童で、同一の保育所等の利用を希望する場合	2
兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	2
入園申込み時点で既に在園している児童で、継続して入園を希望する場合	15
小規模保育事業等の卒園児童	2
その他教育長が特に必要と認める場合	教育長が必要と認める指數

※ひとり親世帯の場合は、保護者の実施指數に2を乗じて得た指數とし、ひとり親世帯以外の世帯の場合、父母それぞれの実施指數を合算する。実施指數及び優先利用事由の加算指數の合計により、指數の高い順から入園する。ただし、順位が同一である場合は、その家庭の経済状況の低い方を上位とする。

※複数の優先利用事由に該当する場合は、それぞれの指數を合算する。ただし、「入園申込み時点で既に在園している兄弟姉妹がいる児童で、同一の保育所等の利用を希望する場合」に該当する場合は、「兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合」の加算指數を合算しないものとする。

令和6年度 保育園保育料納期限一覧表

保育料は、口座振替でお願いします。（口座振替日前には、必ず口座残高を確認してください。）

振替日は、当該保育月の翌月10日です（3月分についてのみ、当月の末日を納期限とします。）が、その日が金融機関休業日（土、日、祝祭日）にあたる場合は、その翌営業日となります。

月 別	種 別		納 期 限 (口座振替日)	曜 日	備 考
4月分	保育料	延長保育料	令和6年 5月10日	金	
5月分	//	//	令和6年 6月10日	月	
6月分	//	//	令和6年 7月10日	水	
7月分	//	//	令和6年 8月13日	火	
8月分	//	//	令和6年 9月10日	火	
9月分	//	//	令和6年 10月10日	木	
10月分	//	//	令和6年 11月11日	月	
11月分	//	//	令和6年 12月10日	火	
12月分	//	//	令和7年 1月10日	金	
1月分	//	//	令和7年 2月10日	月	
2月分	//	//	令和7年 3月10日	月	
3月分	//	//	令和7年 3月31日	月	

【保育料口座振替取扱い金融機関】

- ◎大垣西濃信用金庫 ◎岐阜信用金庫 ◎大垣共立銀行 ◎十六銀行
- ◎岐阜商工信用組合 ◎ゆうちょ銀行 ◎ぎふ農業協同組合 ◎三菱UFJ銀行

☞『口座振替依頼書』は振替希望先の金融機関へ提出してください！

保育料基準額表

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		本巣市の徴収金基準額（月額）	
階層 区分	定 義	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3	市町村民税課税世帯 (均等割の額)	6,800円	5,000円
4	市町村民税課税世帯 所得割額 48,600円未満	8,300円	6,500円
5	市町村民税課税世帯 所得割額 60,000円未満	10,600円	8,800円
6	市町村民税課税世帯 所得割額 97,000円未満	13,500円	11,700円
7	市町村民税課税世帯 所得割額 169,000円未満	21,500円	19,700円
8	市町村民税課税世帯 所得割額 301,000円未満	34,000円	32,200円
9	市町村民税課税世帯 所得割額 397,000円未満	39,900円	38,100円
10	市町村民税課税世帯 所得割額 397,000円以上	51,800円	50,000円

【備 考】

- ① 保育料の階層については、市町村民税の額をもって決定いたします。市町村民税の額の決定は毎年6月となるため、直近の所得の状況を反映させる観点から、年度の途中において保育料の変更（見直し）を行います。
 4月から8月分保育料 前年度分の市町村民税額にて決定します。
 9月から3月分保育料 当年度分の市町村民税額にて決定します。
- ② 保育料は、入園児童の直系血族（父母、祖父母。ただし、世帯の生計が父母の収入により成り立っていると認められる場合においては、祖父母は加算しません。）の市町村民税額により決定します。
 なお、同時入園する2人目の児童に係る通常保育料については、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額となります。また、世帯における第3子以降の児童に係る通常保育料については、申請により無料とします。
- ③ この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施がされた年度の4月1日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなします。
- ④ 年収360万円未満相当の世帯については、第1子の年齢に関係なく第2子の保育料を半額とし、第3子以降は無料とします。なお、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯等については第1子を半額とし、第2子より無料とします。
- ⑤ 市町村民税所得割額は、配当控除、寄付金税額控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除及び特別減税前の税額を適用します。
- ⑥ この保育料基準額表は改正される場合があります。

◎教育・保育給付認定申請について

施設を利用する（給付を受ける）には、本巣市に教育・保育給付認定申請書を提出し、「教育・保育給付認定（保育の必要性や必要量の認定）」を受ける必要があります。

＜保育の必要性＞

2号認定または3号認定を希望する場合、①の事由のいずれかに該当する必要があります。①の事由の状況に基づき、②の保育必要量を決定し、①の事由及び③の優先利用事項の該当の有無により、施設の利用調整を行います。

①事由	②保育必要量	③優先利用
1 就労（月 60 時間以上）		1 ひとり親家庭
2 妊娠・出産	1 保育標準時間 (1 日 11 時間 までの利用 に対応する もの)	2 生活保護世帯
3 保護者の疾病・障がい		3 生計中心者の失業により就業の必要 性が高い
4 同居親族の介護・看護		4 虐待や DV のおそれがある
5 災害復旧		5 子どもが障害を有する
6 求職活動（起業準備）		6 育児休業明け
7 就学		7 兄弟姉妹が同一の保育園等の利用を 希望
8 虐待や DV のおそれがある 育児休業取得時に、既に保育	2 保育短時間 (1 日 8 時間 までの利用 に対応する もの)	8 翌年度継続入園希望の在園児
9 を利用しており、引き続き利 用が必要である		9 小規模保育事業等の卒園児童

＜教育・保育給付認定の区分＞

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定（保育標準時間） 2号認定（保育短時間）	保育園 認定こども園
3歳未満	なし	認定対象外	一
	あり	3号認定（保育標準時間） 3号認定（保育短時間）	保育園 認定こども園 地域型保育事業

＜教育・保育給付認定（有効）期間＞

年齢	認定期間
3歳以上	3年（小学校就学前まで）を基本期間とします。
3歳未満	満3歳に達する日の前日までの期間とします。

保

様式第1号（第3条関係）

※記入例（黒の消えないボールペンで記入してください）

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

保護者氏名 本巣 一郎

本巣市教育委員会教育長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏名(ふりがな) (もとす たろう) 本巣 太郎	生年月日 令和4年 5月 1日	性別 <input checked="" type="radio"/> 男・女	障害者手帳の有無 <input checked="" type="radio"/> 有・無
個人番号	* * * * * * * * * *			
保護者 住所・連絡先	(住所) 本巣市下真桑1000番地 (連絡先) 058-〇〇〇-〇〇〇〇 ①090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (母携帯) ②080-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (父携帯)			
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。			
保育の希望の 有無	<input checked="" type="radio"/> 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を 希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む） <input type="radio"/> 無：幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）			
支給認定証の交付	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する · <input type="checkbox"/> 希望しない			

①世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏名	児童と の続柄	生年月日	性別	職業 又は 学校名等	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	備考
			個人番号				
児童の世帯員	もとす 本巣 一郎	父	S56年 6月 1日	<input checked="" type="radio"/> 男・女	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
	もとす 本巣 知恵	母	S57年 7月 2日	<input checked="" type="radio"/> 男・女			
	もとす 本巣 夏美	姉	H25年 8月 3日	<input checked="" type="radio"/> 男・女	○○小学校	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
	もとす 本巣 千秋	姉	H30年 10月 5日	<input checked="" type="radio"/> 男・女			
	もとす 本巣 次郎	祖父	S29年 9月 4日	<input checked="" type="radio"/> 男・女	○○幼児園	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
	もとす 本巣 米子	祖母	S33年 10月 5日	<input checked="" type="radio"/> 男・女			
			年 月 日	男・女			
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 適用無し · <input type="checkbox"/> 適用有り (年 月 日保護開始)						
在宅障害児（者）の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし · <input type="checkbox"/> あり (手帳の写し等を添付してください)						
	ありの場合…障害児（者）氏名 () <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当支給対象児 <input type="checkbox"/> 障害基礎年金等受給者						
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 · <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外						

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和 6年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日まで (※最長で「3歳に達する年度の年度末」までとしてください。)	
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	
	第1希望	<input type="checkbox"/> ○○保育園 (希望理由) 通園区域のため
	第2希望	<input type="checkbox"/> △△保育園 (希望理由) 勤務先に近いため
	第3希望	<input type="checkbox"/> □□保育園 (希望理由) 通勤経路上にあるため

保

③保育の利用を必要とする理由

※保護者の労働又は疾病等の理由
ください。

妊娠・出産の場合は出産予定日、疾病・障害の場合は診断名等を記入してください。

記入して

保育の利用を必要とする理由	続柄			備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ （具体的な状況（勤務先住所、通勤所要時間、疾病の状況など）） 勤務先住所：本巣市〇〇123番地 通勤所要時間：約15分（自動車）		
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ （具体的な状況（勤務先住所、通勤所要時間、疾病の状況など）） 勤務先住所：本巣市〇〇456番地 通勤所要時間：約10分（自動車）		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間	
	月曜日から金曜日まで		8時30分から17時まで	

④税情報等の提供に当たっての署名欄

本巣市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 本巣 一郎

- 「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。
- 「保育所等」とは、保育園、幼稚園（保育園部分）、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
- 「幼稚園等」とは、幼稚園、幼稚園（幼稚園部分）、認定こども園（教育部分）をいいます。
- 「保育の希望の有無」欄について、「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。
- *印の欄は市記載欄ですので、記入する必要はありません。
- 字は楷書ではっきりと書いてください。
- 保育所等において保育の利用を希望する場合は、状況証明書を添付してください。

*市記載欄

受付年月日	令和 年 月 日
認定の可否	
可・否（否とする理由）	認定者番号
令和 年 月 日 認定	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (□標 □短)
支給（入所）の可否	
可・否（否とする理由）	支給（利用）期間
[<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
入所施設（事業者）名	
<input type="checkbox"/> 認定こども園（□連 <input type="checkbox"/> 幼（□幼 <input type="checkbox"/> 保） <input type="checkbox"/> 保（□保 <input type="checkbox"/> 幼） <input type="checkbox"/> 地（□幼 <input type="checkbox"/> 保）） <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型（□小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事）	
備考	

*施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	令和 年 月 日
施設（事業者）名	(事業所番号：)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定（平成 年 月 日契約（内定）））・無
備考	

就労証明書

本巣市教育委員会 宛

見本

■この証明書は保育施設の利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労の状況を把握するための資料です。施設の利用決定のほか延長保育、預かり保育や留守家庭教室にも利用する資料となりますので正確にご記入ください。
 ■証明者は就労を証明できる人であれば必ずしも雇用主でなくても結構です。(例:営業所長、店長、人事課長、所属長等)
 ■保育所利用には月60時間(休憩時間を除いた時間)以上の就労が必要です。
 ■きょうだいなど2人以上の児童がいる場合は、2人目以上の申請書には就労証明書写しを添付。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

***本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。**

No.	項目	記載欄																
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品貿易業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input checked="" type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()																
2	フリガナ	モトス タロウ																
	本人氏名	本巣 太郎						生年 月日	1995 年 5 月 28 日									
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)			2002 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日												
4	本人就労先事業所	名称 ●●株式会社 住所 本巣市下真桑〇〇番地																
5	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()																
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	189	時間	0	分 (うち休憩時間 1260 分)			
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
		一月当たりの就労日数									月間	21	日	一週当たりの就労日数			週間	5 日
		平日 時 分 ~ 時 分									17 時 30 分	(うち休憩時間 60 分)						
	土曜 時 分 ~ 時 分								(うち休憩時間 分)									
日祝 時 分 ~ 時 分								(うち休憩時間 分)										
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		<input type="checkbox"/> 月間		<input type="checkbox"/> 週間		時間		分 (うち休憩時間 分)									
	就労日数		<input type="checkbox"/> 月間		<input type="checkbox"/> 週間		日											
	主な就労時間帯・シフト時間帯		時 分 ~ 時 分		分 (うち休憩時間 分)													
7	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む</small>	年月	2023 年 4 月	年月	2023 年 5 月	年月	2023 年 6 月											
8	産前・産後休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中																
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日																
9	育児休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み																
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日																
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由																
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日																
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日																
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中			期間	年 月 日 ~ 年 月 日												
	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分			(うち休憩時間 分)													
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無																
14	備考欄	※農業の人はヘクタール(耕作面積)を記入してください																
追加的記載項目欄																		
15	育休短縮可能時期(あれば)	年 月 日																
16	雇用期間満了後の更新予定	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	※No. 3雇用(予定)期間等が「□有期」の場合に記入ください。「□有期」の人がこの欄が空欄の場合は、「□無」と見なします。														

保育の実施申立書

本巣市教育委員会

記入例

児童名	生年月日	現在の所属（施設名）
本巣 太郎	R4.5.1	○○保育園
本巣 千秋	H30.10.5	○○幼稚園
	.	

申立書（保育ができない方）

令和〇年 8月 1日

氏名	本巣 春花	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
児童との続柄	父 · 母 <input checked="" type="radio"/> 祖父 · 祖母 · その他()		
住所	本巣市〇〇〇〇〇▲▲▲番地		

次の理由により、申請園児の保育ができないことを申立てます。

区分 (□に✓を入れること)	申立内容(保育ができない理由の詳細を記入)	必要な添付書類 (複数記載の場合は1つで可)
□出産	分娩予定日：_____年_____月_____日	・母子健康手帳の表紙及び分娩予定日が分かるページの写し
□疾病	病名・症状名：_____ 詳しい状況：_____ _____	・医師の診断書 (できる限り、療養等に必要な期間が記載されていること)
□障がい	手帳の種類：療育手帳 _____ 障害者手帳 _____ 級 詳しい状況：_____ _____	・各種手帳の写し ・医師の診断書など
□介護・看護	対象親族の氏名：_____児童との続柄：_____ 要介護状態区分：要介護 _____ ・要支援 詳しい状況：_____ _____	・介護保険被保険者証の写し ・介護保険資格者証の写し ・医師の診断書など
□災害	災害名：_____ 発生日：_____年_____月_____日 _____	・罹災証明書
□通学	学校名・職業訓練校名： 時間：_____時_____分～_____時_____分 (平均)週_____日	・学生証や在学証明書の写し ・就学期間、時間、曜日、日数が分かる書類の写し
☑その他 (上記以外の理由)	詳しい状況：求職活動中 ----- ※ハローワークカードの写しを添付してください。	・状況を証明できる書類

※ この申立書は、次の内容や事業にも利用する場合があります。

(入所保育所等への写しの提供、幼稚園預かり保育、留守家庭教室)

保育園入園申込書兼児童台帳

区分	ふりがな 氏名	生年月日	歳児	性別
入園児童	もとす たろう 本巣 太郎	令和4年 5月 1日	1 (※4月1日 現在の年齢)	<input checked="" type="radio"/> 男・女
入園を希望する 保育園名	第1希望 ○○保育園 (希望理由) 通園区域のため			
	第2希望 △△保育園 (希望理由) 勤務先に近いため			
	第3希望 □□保育園 (希望理由) 通勤経路上にあるため			
保育を希望する期間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日 まで (※最長当年度末までの期間)			

入園児童の家庭の状況

区分	ふりがな 氏名	児童 との 続柄	生年月日	性別	職業	勤務先又は 事業の内容 (学生は学校名)
入園児童の世帯員	もとす いちろう 本巣 一郎	父	S56年6月1日	<input checked="" type="radio"/> 男・女	会社員	○○株式会社
	ともえ 知恵	母	S57年7月2日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	パート	○○スーパー
	なつみ 夏美	姉	H25年8月3日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	小学5年生	○○小学校
	ちあき 千秋	姉	H30年10月5日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	年長	○○幼稚園
	じろう 次郎	祖父	S29年9月4日	<input checked="" type="radio"/> 男・女	自営業	○○自動車
	よねこ 米子	祖母	S33年10月5日	<input checked="" type="radio"/> 男・女	保育士	○○保育園
			年 月 日	男・女		
入園保留となった場合の継続申込の希望の有無				<input checked="" type="radio"/> 希望する	・	希望しない

上記のとおり入園を申し込みます。

また、保育料算定等に必要となる、世帯全員の市町村民税の公簿の閲覧、写しの作成、並びに住民基本台帳を閲覧することを承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 本巣市下真桑1〇〇〇番地

保護者氏名 本巣 一郎

本巣市教育委員会 様

電 話 (058) 〇〇〇-〇〇〇〇 (自宅)

緊急連絡先 (090) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 (母携帯)

市整理欄	区分	同時入園申込	支給認定番号	支給認定期間	入園決定園
継続・転園・新規	同時市条件	子子	2・3号	~	第1・第2・第3

保育園入園申込書兼児童台帳の記入方法

1. 「歳児」は4月1日現在の年齢を記入してください。
2. 「入園を希望する保育園名の（希望理由）」欄の記入例
自宅に近いため、勤務先に近いため など
3. 「保育の実施を希望する期間」は、下記の保育の実施を希望する理由に照らして、家庭で保育できないと見込まれる期間を記入してください。

＜期間の一覧表＞

生年月日	入所時年齢	実施期間（最長）
R5.4.2～R5.6.1生	0歳	R6.4.1～R7.3.31
R4.4.2～R5.4.1生	1歳	
R3.4.2～R4.4.1生	2歳	

4. 「入園児童の世帯員」欄の記入方法
 - ・入園児童以外の世帯全員（住民票と同じ）を記入してください。
 - ・母子・父子世帯や障がい児（者）（手帳等の写し添付）がいる世帯はその旨を欄外に記入してください。
5. 入園受付日以降に本巣市に転入される方は、「本巣市教育委員会」の下部に、転入前住所（郵便番号）、転入予定日、転入前園名（途中入園の場合）を記入してください。